



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月15日金曜日 第2132号

◇ 目 次 ◇

指定医師の所在地の変更.....	18
指定医師の辞退の届出.....	18
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	18
愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....	18
解除予定保安林.....	26
道路の供用開始(県道三島川之江港線).....	26

建設業者の許可の取消し.....	27
道路の区域変更(県道美川松山線).....	27
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	27
道路の供用開始(").....	27

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	28
----------------------------	----

告 示

○愛媛県告示第35号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成22年1月15日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
森岡弘恵	チヨダクリニック	八幡浜市川通1455-22	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成21年12月15日
鎌野俊彦	鎌野病院	宇和島市広小路2番49号	医療法人鎌野病院	宇和島市広小路2番49号	平成22年1月1日

○愛媛県告示第36号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成22年1月15日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	愛媛県立南宇和病院	高橋直巳	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	平成21年11月30日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	白石病院	白石建郎	今治市松本町1丁目5番地9	平成21年12月10日

○愛媛県告示第37号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、今治市宮窪町宮窪地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年1月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・カイモリ地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年1月18日から2月15日まで

3 縦覧場所

今治市役所宮窪支所

○愛媛県告示第38号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程(昭和30年3月愛媛県告示第222号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

平成22年1月15日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知)に規定する森林環境保全整備事業_____、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第6条 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類(_____県単独林道整備事業のうち林内作業車道の場合にあつては、第2号の書類を除く。)を、所轄の地方局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第1(第3条、別表第2関係)</p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知)に規定する森林環境保全整備事業、<u>農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業</u>、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第6条 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類(第3条第1項の県単独林道整備事業のうち林内作業車道の場合にあつては、第2号の書類を除く。)を、所轄の地方局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表第1(第3条、別表第2関係)</p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事業の種目</th> <th rowspan="3">事業の種目の内容</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基準</th> <th>率</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>市町以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)</td> <td>ア 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を</td> <td>(ア) 幹線林道(離島で行うもの)</td> <td>同 同 10分の6以内</td> <td>同 同 10分の8以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(イ) 幹線林道(ア以外のもの)</td> <td>同 同 10分の5.5以内</td> <td>同 同 60分の43以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ウ) その他の林道</td> <td>同 同 同</td> <td>同 同 10分の5.5以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種目	事業の種目の内容	補助率		基準	率	市町	市町以外	1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア 省略				イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を	(ア) 幹線林道(離島で行うもの)	同 同 10分の6以内	同 同 10分の8以内			(イ) 幹線林道(ア以外のもの)	同 同 10分の5.5以内	同 同 60分の43以内			(ウ) その他の林道	同 同 同	同 同 10分の5.5以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事業の種目</th> <th rowspan="3">事業の種目の内容</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">基準</th> <th>率</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>市町以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)</td> <td>ア 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業の種目	事業の種目の内容	補助率		基準	率	市町	市町以外	1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア 省略										
事業の種目	事業の種目の内容			補助率																																														
				基準	率																																													
		市町	市町以外																																															
1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア 省略																																																	
	イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を	(ア) 幹線林道(離島で行うもの)	同 同 10分の6以内	同 同 10分の8以内																																														
		(イ) 幹線林道(ア以外のもの)	同 同 10分の5.5以内	同 同 60分の43以内																																														
		(ウ) その他の林道	同 同 同	同 同 10分の5.5以内																																														
事業の種目	事業の種目の内容	補助率																																																
		基準	率																																															
			市町	市町以外																																														
1 (1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア 省略																																																	

			峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。)																	
		ウ	森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道	(7) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	同												
				(イ)~(エ) 省略																
	2	(1) 森林管理道整備(開設)	ア 省略																	
			イ 峰越連絡林道	(7) 幹線林道(離島で行うもの)	同	同	10分の6以内	10分の8以内												
				(イ) 幹線林道(7)以外のもの)	同	同	10分の5.5以内	60分の43以内												
				(ウ) その他の林道	同	同	同	10分の5.5以内												
		ウ	森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道	(7) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	同												
				(イ)~(エ) 省略																
		(2) 森林管理道整備(改良・舗装)	ア 省略																	
			イ その他の林道(改良)	省略																
			ウ その他の林道(舗装)	同	同	60分の23以内	60分の23以内													
	2	(1) 森林管理道整備(開設)	ア 省略																	
			イ 森林造成林道_____以外の林道	(7) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分の5.5以内												
				(イ)~(エ) 省略																
		(2) 森林管理道整備(改良_____)	ア 省略																	
			イ その他の林道_____	省略																

3 機能回復整備事業	(1) 森林管理道整備（森林災害等復旧林道）（開設）	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	省略		
		イ～エ 省略				
	(2) 林道改良・舗装	ア 省略				
		イ その他の林道（改良）	省略			
		ウ その他の林道（舗装）	同	同	60分の23以内	60分の23以内
	(3) 改良調査	ア 幹線林道	同	同	10分の5以内	10分の5以内
	イ その他の林道	同	同	10分の3以内	10分の3以内	

3 機能回復整備事業	(1) 森林管理道整備（森林災害等復旧林道）（開設）	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	省略		
		イ～エ 省略				
	(2) 林道改良	ア 省略				
	イ その他の林道	省略				

2 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	事業の種類	補助率			
			基準	率		
				市町	市町以外	
1 一峰越連絡林道	(1) 幹線林道	ア 離島で行うもの	自動車道	当該事業に係る事業費	10分の5.5以内	4分の3以内
		イ ア以外のもの	同	同	10分の5以内	3分の2以内
	(2) その他の林道		同	同	10分の6.5以内	10分の6.5以内
2 一林道	(1) 幹線林道		同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内

2 省略

3 森林居住環境整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	補助率			
		基準	率		
			市町 市町以外		
1 (1) 森林居住環境整備事業全体計画調査	ア・イ 省略				
森林居住環境整備事業	(2) 山のみにち地域づくり交付金	ア 山のみの整備	自動 車道	同	3分 の2 に調 整率 を乗 じて 得た 率に 100 分の 5を 加え た率 以内
		(イ) 作業道等整備	同	同	3分 の2 に調 整率 を乗 じて 得た 率以 内
		イ 地域創造型整備	施設 の整 備	同	3分 の2 の2 以内
		ウ 事業見直し調査	事業 内容 の検 討及	同	同

舗装	(2) その他の林道	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内
----	------------	---	---	------------------	------------------

3 省略

4 森林居住環境整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	補助率	
		基準	率
			市町 市町以外
1 (1) フォレスト・コミュニティ総合整備事業全体計画調査	ア・イ 省略		
森林居住環境整備事業			

		盤整備	山村の地域で行うもの									
			b a 以外のもの	同	同	10分の5以内						
			(ウ) 自然エネルギー利活用施設整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	整地及び附帯施設	同	同	10分の5.5以内				
			b a 以外のもの	同	同	10分の5以内						
	ウ～キ省略											
(5) 居住地森林環境整備	ア 居住環境整備と組み合わせて行う林道整備	(ウ)・(イ) 省略										
	イ ア 以外のもの	(ア) 林道整備(森林管理道)(開設)	a 省略									
		b (a) 幹線林道(離島で行うもの)	同	同	10分の6以内	10分の8以内						
		(b) 幹線林道	同	同	10分の	60分の43						
		盤整備	山村の地域で行うもの									
			b a 以外のもの	同	同	10分の5以内						
			(ウ) 自然エネルギー利活用施設整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	整地及び附帯施設	同	同	10分の5.5以内				
			b a 以外のもの	同	同	10分の5以内						
	ウ～キ省略											
(4) 居住地森林環境整備	ア 居住環境整備と一体的に行う林道整備	(ア)・(イ) 省略										
	イ ア 以外のもの	(ア) 林道整備(森林管理道)(開設)	a 省略									

							道(a) 以外 の もの)			5.5 以内	以内
			(c) そ 他の 林 道	同	同	同				10分 の 5.5 以内	
		c	(a) 離 島を 除く 過疎 地域 の市 町及 び振 興山 村の 地域 で行 うも の	同	同	同				同	
			(b) ~ (d) 省略								
	(イ)		a 省略								
			b そ 他の林 道(改 良)	省略							
		c	その 他の林 道(舗 装)	同	同	60分 の23 以内				60分 の23 以内	
			林道整備 (森林管理 道) (改良・舗 装)								

4 省略

別表第2(第22条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業

		b	(a) 離 島を 除く 過疎 地域 の市 町及 び振 興山 村の 地域 で行 うも の	同	同	同				10分 の 5.5 以内	
			(b) ~ (d) 省略								
	(イ)		a 省略								
			b そ 他の林 道____ ____	省略							
			林道整備 (森林管理 道) (改良 ____ ____)								

5 省略

別表第2(第21条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、農林漁業用

、森林居住環境整備事業及び県
単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)
年度 事業補助金交付申請書

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1、3及び4
に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)
年度 事業着工届出書

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4
に掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号のしゅん功届出書)

年度 事業しゅん功届出書

省略

標記事業を 年 月 日完了したから別紙関係書類
を添えてお届けします。

注 1 表題の事業名は、別表第1 3及び4に掲げる事業名を
記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号 省略

第2~第4 省略

第5 規程第19条に定める仕入れに係る消費税等相当額の報告に
係る様式

様式第13号(規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1から4までに掲げる事業
名を記入すること。

2 省略

揮発油税財源身替林道整備事業、森林居住環境整備事業及び県
単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)
年度 事業補助金交付申請書

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1、2、4及
び5に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)
年度 事業着工届出書

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1、2、4及び5に掲げる
事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号のしゅん功届出書)

年度 事業しゅん功届出書

省略

表記事業を 年 月 日完了したから別紙関係書類
を添えてお届けします。

注 1 表題の事業名は、別表第1 4及び5に掲げる事業名を
記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号 省略

第2~第4 省略

第5 規程第19条に定める仕入れに係る消費税等相当額の報告に
係る様式

様式第13号(規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1から5までに掲げる事業
名を記入すること。

2 省略

○愛媛県告示第39号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律
第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

西条市下島山字加納戸乙54の4

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
土地改良事業用地とするため

○愛媛県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字新ラ田1671番4から 同町字中足鍋1771番4まで	平成22年1月15日

○愛媛県告示第41号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 17) 第 9894 号	平成17年 8月18日	(株)藤本重機	藤本 伸吾	松山市久万ノ台 3 - 2	平成21年 12月 2日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 16103 号	平成19年 5月10日	凌設備	今井 克透	松山市南吉田町1028 - 1	平成21年 12月 8日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 15056 号	平成19年 7月 3日	一色建築	一色 一郎	松山市西石井町 6 - 12 - 12	平成21年 12月15日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 15879 号	平成18年 1月16日	愛媛高速運輸(有)	山下 武	伊予市上三谷530 - 3	平成21年 12月21日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 8679 号	平成17年 3月 8日	(株)西川工業	西川 弘士	松山市桑原 3 - 4 - 8	平成21年 12月22日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第 8753 号	平成17年 5月19日	(有)今井建具店	今井 敏幸	松山市祇園町 2 - 2	平成21年 12月25日	建具工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第42号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙380番 9 から 同町上畑野川乙223番11まで	旧	メートル 37~47.5 8.2~50.5	キロメートル 0.505 0.355	
			新	8.2~50.5	0.355	

○愛媛県告示第43号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲1433番 2 から 同市多田乙349番 2 地先まで	旧	メートル 5.0~12.0	キロメートル 0.100	
			新	6.5~10.0	0.100	

○愛媛県告示第44号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲1433番2から 同市多田乙349番2地先まで	平成22年 1月18日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 1月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年12月22日	特定非営利活動法人 トータルサポートえひめ	大 塚 恵	松山市山西町127番地の40	この法人は障害児・者、高齢者、精神的不安を抱える方及びその保護者、家族に対してトータルのサポートを行う事業を行いノーマライゼーションの社会に寄与することを目的とする。